

【二宮町】 記者発表資料

発表日	令和5年4月25日
担当	子育て・健康課 子育て支援担当課長 野田 尚
連絡先	0463-71-5862

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」 の支給について

町では、政府による物価高騰に対する追加策の決定を受け、食費等の物価高騰等に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、生活支援特別給付金を支給します。

1. 支給対象者

- (1) 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方（(2)の方を除く）等
- (2) 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

※令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方、令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方は申請不要で支給されます。これらを受給しておらず直近で収入が減少した世帯などについては、申請を要します。

2. 支給金額

対象児童ひとりあたり一律5万円

3. 支給時期等

支給対象者(1)(2)のうち、申請不要の方へは5月末に支給

※(2)については神奈川県からの支給

※申請が必要になる方の申請受付は、可能な限り速やかに開始します。